

市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画 作成状況について

1 市町村国民保護計画の作成について

(1) 計画の作成状況

平成 18 年度中に全市町村が国民保護計画の作成を完了。

(2) 市町村国民保護計画の特徴

- 総務省消防庁作成の「市町村国民保護モデル計画」に準拠し、必要な内容を網羅するとともに、各市町村の地域特性を踏まえた計画となっており、また、神奈川県国民保護計画との整合もとれている。
- 住民の避難誘導や救援について、実施主体として具体的に記述している。
- 国民保護措置を実施するに当たり、各市町村が配慮すべき主な地域特性は、次のとおり。
 - ・ 都市化が進み、多数の人口を抱えていること（横浜市、川崎市）
 - ・ 多数の大規模集客施設が所在すること（横浜市、川崎市）
 - ・ 石油コンビナート施設が所在すること（横浜市、川崎市、横須賀市）
 - ・ 原子力施設が所在すること（川崎市、横須賀市）
 - ・ 在日米軍や自衛隊の施設が所在すること（横浜市、横須賀市、逗子市、相模原市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市）
 - ・ 多数の観光客が訪れること（藤沢市、小田原市、伊勢原市、南足柄市、松田町、箱根町、真鶴町、湯河原町）
 - ・ ダムが所在すること（愛川町、清川村）

2 指定地方公共機関国民保護業務計画の作成について

(1) 計画の作成状況

平成 18 年度、19 年度にかけて全機関が国民保護業務計画の作成を完了。

(2) 指定地方公共機関国民保護業務計画の特徴

国民保護法第 36 条第 3 項に規定する国民保護業務計画に定める事項を盛り込んだ内容となっている。

【国民保護業務計画に定める事項】

- ・ 実施する措置の内容及び実施方法に関する事項
- ・ 措置を実施する体制に関する事項
- ・ 措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項
- ・ 上記のほか、措置の実施に関し必要な事項